

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
総務課	京都西地方事務所の事務所及び駐車場の賃貸借契約	平成30年4月1日	株式会社辰己建物総合管理	8,883,458	・本事務所は業務の効率性、納税者の利便性の確保を図る必要があるため、府税事務所と併設する必要があり、京都西府税事務所が賃貸借契約している相手先と契約する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
総務課	京都南地方事務所の事務所及び駐車場の賃貸借契約	平成30年4月1日	株式会社長栄	7,143,264	・本事務所は業務の効率性、納税者の利便性の確保を図る必要があるため、府税事務所と併設する必要があり、京都南府税事務所が賃貸借契約している相手先と契約する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	市町村基幹業務支援システム(宛名管理・住民登録外、軽自動車税、収滞納管理(住記・税系)、法人住民税)保守業務の委託契約	平成30年4月1日	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 <代表企業>株式会社ケーケーシー情報システム <構成員>京都電子計算株式会社 <構成員>西日本電信電話株式会社京都支店 京都府自治体情報化推進協議会	7,275,480	・本システムは当該相手方が開発したものであり、障害発生時の迅速な対応などシステムの適切な運用を図ることができるのは、開発業者である当該業者に限られるため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化申告支援システム 運用保守業務の委託契約	平成30年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	18,300,038	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化共通基盤システム に係るデータセンターサービス提供業務の契約	平成30年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	5,495,040	・本業務を実施できるのは、京都府及び京都府自治体情報化推進協議会が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ(設置場所)整備業者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村共同利用 型審査システム及び国税 連携システムに係るデータ センターサービス提供業務 の契約	平成30年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	4,056,480	・本業務を実施できるのは、京都府及び京都府自治体情報化推進協議会が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ(設置場所)整備業者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化軽自動車税システム運用保守等業務の委託契約	平成30年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	20,108,736	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	共同徴収支援システム運用業務の委託契約	平成30年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	12,312,000	・本システムは当該業者が開発したものであり、障害発生時の迅速な対応等、システムの適切な運用を図ることができるのは、開発業者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	共同徴収消込データ一括作成等業務の委託契約	平成30年4月1日	株式会社三菱UFJ銀行	10,888,560	・当該業者は、本システム稼働時から本業務を遂行しており、安定かつ正確に消込データ等を作成することができるのは、本システムに精通している当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	共同徴収支援システムに係るデータセンターサービス提供業務の契約	平成30年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	4,600,800	・当該業者は京都府が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ整備業者であるとともに、本システムの現行機器の設置を行っている業者であり、並行稼動に係る機器の設置を他の業者が行うことは不可能であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	家屋評価事務調査・分析業務の委託業務	平成30年5月25日	朝日航洋株式会社西日本空情支社	18,144,000	・本業務は、高い専門性を確保する必要があり、公募型プロポーザル方式により、専門的な知識等を総合的に評価し、業者を選定するものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	元号改正等に係る共同徴収支援システム改修作業	平成30年4月2日	北日本コンピューターサービス株式会社	1,377,000	・契約の相手方は、同システムの開発業者であり、システム環境に熟知、精通しており、本業務を他の業者が行うことは不可能であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	平成30年度課税事務共同化システムに係るセキュリティ対策推進等業務の委託契約	平成30年12月3日	株式会社ケーケーシー情報システム	5,316,300	・本業務を実施できるのは、京都府・市町村課税事務共同化共通基盤システムのほか各業務システムの運用業者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	共同利用型法人市町村民税システム延滞金仕様追加業務の委託契約	平成31年3月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	2,205,900	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村課税事務共同化システムにおける新元号対応業務の委託契約	平成31年3月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	1,998,000	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	税制改正(環境性能割)に係る課税事務共同化軽自動車税システム改修業務の委託契約	平成31年3月7日	株式会社ケーケーシー情報システム	5,950,800	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
法人税務課	京都府・市町村税務共同化法人関係税等支援システム運用・保守等業務の委託契約	平成30年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	15,215,831	・本システムは当該業者が開発したものであり、障害発生時の迅速な対応等システムの適切な運用・保守等を実施できるのは、開発業者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
法人税務課	法人関係税等支援システムの改修(電子納税対応)業務委託契約	平成30年10月12日	株式会社ケーケーシー情報システム	2,565,000	・本システムは当機構における法人関係税課税業務共同化のために開発したシステムであり、当該システムのプログラム等を熟知している開発委託業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担当する組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
法人税務課	税務共同化法人関係税課税支援システム等における平成30年度税制改正対応等業務委託契約	平成31年2月13日	株式会社ケーケーシー情報システム	5,232,600	<p>・本システムは当機構における法人関係税課税業務共同化のために開発したシステムであり、当該システムのプログラム等を熟知している開発委託業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】</p>